

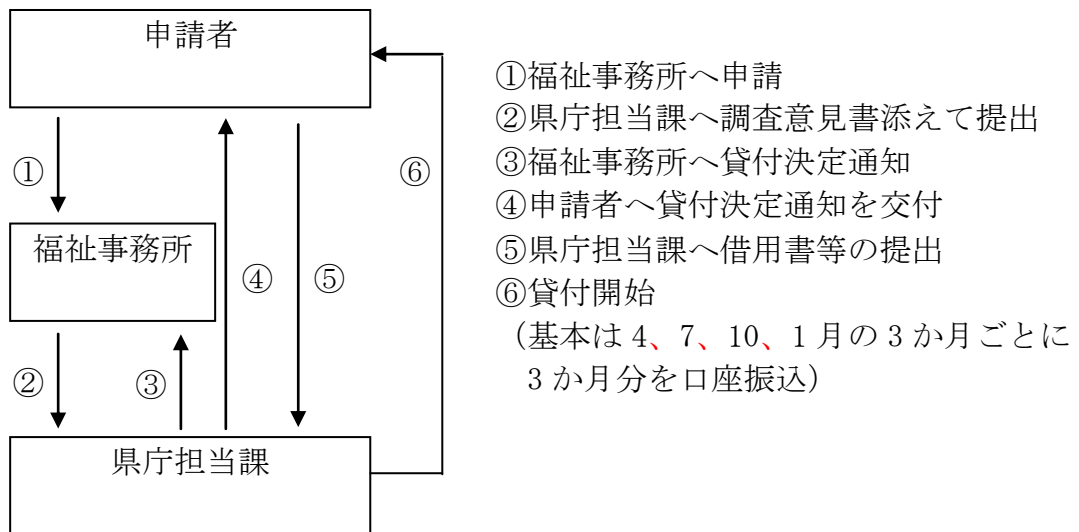
生活保護世帯からの進学「夢」応援資金貸付のしおり

【貸付の内容】

1 目的

この制度は、熊本県内の生活保護世帯から学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校又は各種学校、あるいは熊本県立技術短期大学校や熊本県立高等技術専門学校で就学する方に対して、生活費を貸し付けることにより、本人が安心して就学し、「夢」の実現や自立を図るために設けられた制度です。

2 新規申請から貸付開始までの流れ



※ なお、貸付決定後の各種申請・届出等は、県庁担当課に直接提出してください。

3 申請者の要件

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 生活費を除く就学費(授業料など)について、奨学金や授業料免除等により手当が見込まれること(本人のアルバイト収入は可。親族等の援助、家計のやりくり等での捻出は不可)。
- ② 他の制度による生活費の貸付等が受けられないこと。
- ③ 申請者(本人)が未成年者の場合
未成年者が法律行為をする場合は、民法第5条第1項の規定により法定代理人の同意が必要となります。同意がない場合は、貸付けできません。
- ④ 申請者が外国人の場合
ア 在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けていること。
イ 現住地に6ヵ月以上居住し、将来も永住する見込みであること。

4 申請に必要な書類

- ①貸付申請書(別記第1号様式)
- ②申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票(申請者及びその者を

扶養している者が外国籍の場合にあっては在留カード又は特別永住者証明書の写し)

- ③申請者が未成年者である場合は、法定代理人の貸付同意書(別記第2号様式)及び戸籍謄本
- ④福祉事務所長の調査意見書(福祉事務所で作成します。)
- ⑤奨学金を受給している場合は、それを証する書類(申請中の場合は、当該申請書の写し)
- ⑥在学証明書又は入学の決定を証する書類
- ⑦その他知事が必要と認める書類

5 貸付決定後に必要な書類

- ①借用書(借受人、法定代理人、連帯借受人の署名捺印)
- ②印鑑登録証明書(借受人、法定代理人、連帯借受人)
- ③貸付金返済確約書
- ④あて名及び代金の受領方法の申出書

6 連帯借受人

出身世帯の生計中心者には連帯借受人になっていただきます。

7 貸付額

申請者が申請を行った日の属する年度の4月1日において申請者の居住地に適用される生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち年齢区分「18歳・19歳」の額に相当する額を貸付月額限度とします。

(例:熊本市(2級地-1)の場合 平成30年度(2018年度) 35,410円)

なお、生活扶助基準の変更があった場合でも、就学期間中は、貸付額の変更はありません。

※年齢に応じた変更もありません。

8 貸付期間

4年以内(通常 of 修業年限が限度となります。)

9 貸付の条件・方法

- ① 貸付金は無利子です。ただし、返還が遅れた場合は、遅延利息が発生する場合があります。
- ② 貸付金は、申請者本人の名義の金融機関口座に振込みますので、もし、口座がない場合は新しく設けてください。
なお、ゆうちょ銀行をご希望される場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です(現在のゆうちょ銀行口座番号(記号・番号)のままでは振り込むことができません。)
- ③ 貸付金の振込時期は、毎年4月、7月、10月及び翌年1月の4回で、各月下旬を目処にそれぞれ3か月分を振り込みます(特に通知等はいたしません。)
例えば、4月に振り込まれる分は、4月、5月、6月の3か月分となります。

ただし、貸付決定後最初の振込みは時期が遅れることがありますので御了承ください。

1 0 返還の義務

① 返還期間

貸付を受けた期間の 5 倍以内です。(例：4 年間貸付を受けた場合は、20 年以内)。

② 返還開始

貸付期間終了後、据置期間 6 か月経過後から返還が始まります。

③ 返還方法

月賦 (毎月末日)、半年賦 (6 月末日、12 月 25 日)、年賦 (12 月 25 日) の 3 つの方法から選択できます。

申請者の申し出により変更することも可能ですので、御相談ください。

1 1 届出書類

申請又は貸付期間中に次に示す事項に変更が生じた場合は、該当する事項の届を速やかに提出してください。(用紙は、福祉事務所に請求されるか、県庁担当課のホームページからダウンロードしてください。)

届出項目	届出の理由	提出すべき書類
在学等の状況	・ 在学等の状況の定期報告 (報告時期：毎年4月1日～30日)	・ 在学等届(別記第20号様式)
	・ 就学状況等の定期報告 (報告時期：毎年9月1日～30日)	・ 就学状況等調査書(別記第21号様式)
住所・氏名等の変更	・ 本人が現住所を変更したとき 又は改姓したとき	・ 住所、氏名、振込金融機関変更届(別記第13号様式)
貸付金の振込口座を変更したとき	・ 改姓により通帳名義が変更になるとき ・ 振込口座を変更するとき	・ あて名及び貸付金の受領方法の申出書(別記第8号様式) ・ 預金通帳の写し
休学	・ 休学する場合	・ 休学・復学届(別記第15号様式)
復学	・ 休学のための貸付停止状態から復学し、貸付の再開を希望する場合	
退学	・ 退学する場合	・ 資格喪失届(別記第26号様式)
辞退	・ 貸付を辞退する場合	・ 貸付辞退申出書(別記第22号様式)

※ 特に「在学等の状況」に関する届出がない場合、貸付は自動的に停止されますので御注意願います。